

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）のリーク確認において、チューブ（1本）にリークが認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
2	3号機	サービス建屋換気空調系主排気ファン（A・B）駆動用電動機の点検において、スライド基礎台に一部割れが認められたため、当該基礎台を交換	D	
3	3号機	換気空調系屋内ダクトの点検において、排風機建屋送風機（A・B）のダンパ、ダクト及びダクト点検口の表面に腐食が認められたため、当該部を交換	D	
4	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の軸シール水戻り配管用通気口カバーに水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	試料採取系の復水ろ過装置用金属採集ラック内計器類の点検において、流量検出器及び信号発信器の動作不良が認められたため、当該計器（2台）を交換	D	
6	5号機	5・6号機サービス建屋の照明用分電盤の応急処置室コンセント用しゃ断器が自動トリップしたため、当該電源回路を点検・修理	D	
7	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器用凝縮水受タンクのレベルスイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
8	6号機	残留熱除去系C系のフラッシング弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
9	6号機	中央操作室内に設置されている原子炉保護系の交流120V計測用分電盤内の「予備」扱いとなっているしゃ断器が「入」状態になっているため、原因調査	D	
10	6号機	補給水系原子炉建屋補給水元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
11	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備焼却炉（A）の点検において、炉内の中部温度検出器取付用配管に貫通孔（直径：約4mm）が認められたため、当該配管を交換	D	
12	集中環境施設	補助建屋の電気品室西側扉に腐食による閉動作不良（全閉不可）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
13	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備焼却炉（A）の点検において、焼却用廃棄物自動投入装置のダンパに動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
14	その他	保安検査における不適合報告記載内容の確認において、「原因・対策内容」の記載欄に原因が明記されていなかったことについて、検査官の気付き事項とされたため、対応検討	C	
15	その他	海生物処理設備用重油圧送ポンプ（A）の油シール部カバーと軸の間に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで